

# 令和2年度

## こども園・保育園

## 入園申込みの手引き

この手引きには、入園申込みに係る必要書類、申込み後の流れ等について記載していますので、内容をよく読んでいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

### < 令和2年度 年齢別クラスの内訳 >

クラス		生 年 月 日
0歳児	保育のみ	平成31年4月2日～
1歳児	保育のみ	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児	保育のみ	平成29年4月2日～平成30年4月1日
3歳児	保育・教育	平成28年4月2日～平成29年4月1日
4歳児	保育・教育	平成27年4月2日～平成28年4月1日
5歳児	保育・教育	平成26年4月2日～平成27年4月1日

～ 伊豆市 ～

## ○当初受付の詳細

受付期間：11月11日(月)～11月29日(金) ただし、閉庁日は除く

[2次受付] 12月2日(月)～2月14日(金)

[3次受付] 2月17日(月)～3月13日(金)

受付種別：新規 (4月入園のみ。5月以降は下記注意を参照)・継続・転園

受付時間： 9時00分から17時00分まで

受付場所：こども課、各支所、各園

\*注意1 市外園希望の場合 (転出予定・勤務先がある・里帰り出産など)

申込先市町の受付期間内に、伊豆市から書類を送達して申込みをします。

発送処理には時間を要するため、申込先市町の受付期間や、独自に必要な書類等はご自分で確認し、締切り2週間前までには伊豆市へ提出してください。

利用調整は申込先市町で実施し、その結果を、伊豆市を通じてお知らせすることになります(先に転出届を済ませた場合は除く)。

\*注意2 入園希望月による受付期間

(各月15日が土・日・祝日の場合は前営業日になります)

申込み種別	受付期間	
4月入園	11月11日	～ 11月29日
5月入園	3月16日	～ 4月15日
6月入園	4月16日	～ 5月15日
7月入園	5月16日	～ 6月15日
8月入園	6月16日	～ 7月15日
9月入園	7月16日	～ 8月14日
10月入園	8月15日	～ 9月15日
11月入園	9月16日	～ 10月15日
12月入園	10月16日	～ 11月13日
1. 2. 3月入園	11月14日	～ 12月15日

※ ただし、育児休業から復職する場合のみ、各入園月の受付期間を問わず事前に申込みが可能です。(証明書に復職の日付が記載されている場合)

※ 入園後、保育の時間区分変更の申請も、毎月15日が締切りとし、翌月からの変更を実施します。(15日が土・日・祝日の場合は前営業日になります)

\*注意3 当初申込み以降は、定員に空きがある場合のみ利用調整をします。

## ① 新規入園

### 保育園・こども園（保育部）に必要な書類

#### 1. 配布資料

入園申込みの手引き

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書…園児1人につき1枚
- ②特定教育・保育施設利用申込書兼児童台帳…園児1人につき1枚
- ③【勤務等】証明・申立書2枚（父親1・母親1）
- ④伊豆市保育園・こども園入所児童の状況票…1枚に2人まで記入できます。
- ⑤意向調査票

#### 2. 提出書類

配布資料に入っている①～⑤（及び税情報の取得に関する同意書）

※税情報の取得に関する同意書（該当者のみ）

〔 H31年1月2日以降の転入者のみ。ただし、入園月により不要の場合あり。 〕

### こども園（教育部）に必要な書類

#### 1. 配布資料

入園申込みの手引き

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書…園児1人につき1枚
- ②特定教育・保育施設（こども園1号認定）利用申込書兼児童台帳…園児1人につき1枚
- ③伊豆市保育園・こども園入所児童の状況票…1枚に2人まで記入できます。

#### 2. 提出書類

配布資料に入っている①～③（及び税情報の取得に関する同意書）

※税情報の取得に関する同意書（該当者のみ）

〔 H31年1月2日以降の転入者のみ。ただし、入園月により不要の場合あり。 〕

#### ☆こども園（教育部）預かり保育について

預かり保育とは、教育部の教育標準時間（8：30～14：00）を超えてお子さんを預ける保育のことをいいます。

預かり保育については、保育認定を受けられる場合、利用料が無償化の対象になります。（上限額あり）※保育認定については5頁をご覧ください。

認定を受けるために、別途申請書の提出が必要になりますので、対象になる方は、ご相談ください。

## ② 継続

### 在園児（保育部・保育園）の継続申込みに必要な書類

1. 【2・3号認定継続申請書の提出】
  - ① 子どものための教育・保育給付認定継続申請書（現況届）
  - ② 【勤務等】証明・申立書2枚（父親1・母親1）

### 在園児（教育部）の継続申込みに必要な書類

1. 【1号認定継続申請書の提出】
  - ① 子どものための教育・保育給付認定継続申請書（現況届）

## ③ 転園

### 【提出書類】

- ◎ 1号認定の場合：特定教育・保育施設利用申込書と退園届
- ◎ 2. 3号認定の場合：特定教育・保育施設【転園】申込書と退園届

## ④ 籍替え（こども園内で 保育 ⇄ 教育）

【提出書類】在園児ですが、それぞれ新入園用の書類をそろえて提出していただきます。

- ◎ 教育 ⇒ 保育：保育部用の新規入園申込み一式
- ◎ 保育 ⇒ 教育：教育部用の新規入園申込み一式

### ※籍替えが決定した後

当初申込みの場合は3月15日まで、随時申込みの場合は籍替え前月の月末までに、旧所属の園に退園届を提出してください。

## ○教育・保育給付認定制度とは？

保育園、認定こども園を利用するためには、教育・保育給付認定（1～3号）を受けする必要があります。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育部分のみを利用する子ども	認定こども園（教育部）
2号認定 ・保育標準時間認定★ ・保育短時間認定★	お子さんが3歳児以上で、就労等の「 <u>保育が必要な事由★</u> 」に該当する場合	認定こども園（保育部） 保育園
3号認定 ・保育標準時間認定★ ・保育短時間認定★	お子さんが3歳児未満で、就労等の「 <u>保育が必要な事由★</u> 」に該当する場合	認定こども園（保育部） 保育園

※各認定の保育時間は次ページ参照

## ○利用調整（入園調整）

認可保育所等（認可保育所等の規定内で運営しているため、部屋面積や職員数に応じ受入れ制限あり）としてそれぞれ運営しているため、原則、利用定員を超えてお預かりすることはできません。そこで、利用定員を上回る申込みがあった場合には、保育が必要な事由や必要量、世帯の状況や学区等に応じて、市が優先度の高い順に入園の調整を行います。

- ・0歳児から2歳児までは定員が少人数であるため、すべてのお子さんの入園は難しい状況になります。あらかじめご了承ください。
- ・あゆのさと（保育部）については、修善寺南小学区のお子さまのみの入所制限があります（0歳児のみ例外あり。満1歳到達時には転園の条件付き）。
- ・求職活動の認定は、優先順位は最下位になります。兄弟が既に入園している状況であっても、下の子の新規入園（保育）は難しいこともあります。

## ★ 保育が必要な事由とは？（父・母）

保育園・こども園（保育部）に入園するためには、児童の保護者が以下のいずれかの事由に該当し、保育認定を受ける必要があります。認定されない場合には入園できません。

<p>① 就労（勤務時間が保護者ひとりにつき月64時間以上）</p> <p>② 妊娠、出産</p> <p>③ 保護者の疾病、障がい</p> <p>④ 同居又は長期間入院等している親族の介護、看護</p> <p>⑤ 求職活動</p> <p>⑥ 就学</p>	<p>⑦ 育児休業取得時に、既に市内こども園・保育園を利用している子どもがいて、その園を継続して利用する必要があると市が認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 虐待やDVのおそれがあること</li> </ul>
---	--

### [提出必要書類]

- ①勤めている場合：勤務証明書  
 自営業の場合：勤務証明書及び確定申告の写し及び営業許可証 等
- ②出産・病気障害等証明書(勤務証明書裏面)及び母子手帳の写し  
 ※出産予定日の前4週間が属する月の初日から、産後8週間が属する月の末日までが入所可能期間です。
- ③疾病の場合：出産・病気障害等証明書(勤務証明書裏面)及び診断書  
 障がいの場合：出産・病気障害等証明書(勤務証明書裏面)及び障がい者手帳の写し 等
- ④出産・病気障害等証明書(勤務証明書裏面)及び介護保険証の写し 等
- ⑤就労誓約書兼退所届  
 ※国の規定に則り、90日間（3ヶ月間）が認定期間です。その間に勤務証明書等の提出がない場合には、退園していただくことがあります。
- ⑥学校で就学していることが分かる書類（在学証明書、学生証の写し 等）
- ⑦育休取得期間が記載された勤務証明書

☆ 保育の必要量（標準時間認定、短時間認定）とは？ **2・3号認定のみ**

「保育を必要とする事由」の認定要件や必要量に応じて、標準時間と短時間に区分され保育を受ける時間が決まります。

保育標準時間	フルタイム就労を想定（最長 11 時間）	7:00～18:00
保育短時間	短時間労働時間等（最長 8 時間）	8:00～16:00

	7:00	8:00		16:00	18:00	18:30 (19:00)
保育標準時間	← 通常保育時間 →					時間外★
保育短時間	時間外★	← 通常保育時間 →			時間外★	時間外★

- 就労の場合、保護者ひとりにつき勤務時間が、月120時間未満の場合、短時間認定となり、月120時間以上の場合、標準時間認定となります。  
※常時送迎に間に合わない就労時間かつ両親ともに月の就労時間が100時間を超えている場合には標準時間認定になる場合があります。
- 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVの場合、原則標準時間認定となります。
- 求職活動、育児休業取得中の継続利用の場合、原則短時間認定となります。

【注意】短時間認定となった場合、保育短時間以外の時間で保育をする場合には、有料となりますのでご注意ください。

- **延長保育**（時間外★）（実施時間及び金額は園により異なります）
  - 保育標準時間 18:00～18:30(19:00)
  - 保育短時間 7:00～8:00、16:00～18:30(19:00)

☆ **1号認定（教育）の保育時間** 8:30～14:00

	7:00	8:30		14:00		18:30
教育標準時間	時間外★	← 通常保育時間 →			時間外★	

- **預かり保育**（時間外★）（実施時間及び金額は園により異なります）  
預かり保育 7:00～8:30、14:00～18:30

## ○入園の流れ

### 入園申込み・認定申請（書類はこども課・各支所・各園にあります）

施設利用申込書及び認定申請書と必要な書類を準備し提出してください。手続きは、市役所こども課・各支所・各園で受付けます。



### 認定面接 当初申込みの場合は1月、随時申込みの場合は入園月の前月月末

◇当初：第1希望の保育園・こども園で面接が行われます。

注）面接実施園で入園決定ではありませんので、ご注意ください。

◇随時：利用調整後、入園可能園で面接が行われます。

（集団保育という観点から、お子さんの状況によっては、入園をお断りする場合があります。）



### 調整

市が、園の定員の状況（学区等）、世帯の状況・児童の状況など保育が必要な事由を考慮し、入園の調整を行います。

※求職活動での申請の場合は、最終の調整となります。



### 入所内定 当初申込みの場合：2月中旬

入園が内定した場合には、市からお知らせします。

保育料については、入園日以降に別途お知らせします。



### 入園

お子さんの負担を少しずつ減らしていくために、保育部は1～2週間程度の慣らし保育で時間を増やしていきます。教育部は1～2か月かけてゆっくり慣らしていきます。



## ○保育料について（口座引落としが原則です。）

- ① 保育料の算定は、父母の市民税の合計額に応じて決定されます。  
※ただし、父母どちらとも収入が103万円未満である場合には、同居する祖父母等を家計の主宰者と認定し、主宰者の市民税を合算します（国の指針に準じています）。
- ② 4～8月分はH31年度課税額（前年度）を基に、9～3月分は令和2年度課税額（現年度）を基に算定を行います。
- ③ 原則、月の初日で入園、末日で退園になるため、日割り計算はしません。
- ④ 寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別控除は適用されません。

＜年齢別階層別保育料月額表（単位：円）＞

階層区分 (父母合算)		保育部		
		3歳児未満		
		標準	短時間	
1	生活保護世帯		0	0
	市民税			
	均等割額	所得割額		
2	非課税	非課税	0	0
3	課税	非課税	7,000	5,000
4	課税	48,600円未満	11,700	8,500
5	課税	57,700円未満	18,000	13,000
6	課税	77,101円未満	18,000	13,000
7	課税	97,000円未満	18,000	13,000
8	課税	169,000円未満	26,700	19,400
9	課税	301,000円未満	36,600	26,600
10	課税	397,000円未満	48,000	34,900
11	課税	397,000円以上	62,400	45,300

3歳から5歳のお子様は幼児教育・保育無償化により、保育料については無償になります。

しかし、給食費については実費徴収のため、保護者様にご負担いただきます。

給食費につきましては、入園が決定した園へご確認ください。

### ～保育料についての手続き～

伊豆市に住所があるお子さまは、伊豆市の保育料を納めることになります。市外の園に通う場合も伊豆市の保育料になりますので、ご注意ください。

※保育料の納める方法は、通う園によって異なりますので注意が必要です。

①市内公立園及び私立（市内、市外）保育園の場合、保育料は **伊豆市** に納めます。

②私立こども園（市内、市外）の場合、保育料は **園** に直接納めます。

③市外公立園の場合、保育料は **園所在地の市町** に納めます。

## ○入園後の各種届出について

### 1. 保育園（部）児童の時間区分を変更する場合（標準時間 ⇄ 短時間）

勤務等により時間区分を変更する場合には、新たに申請が必要です。

受付期間は1ページに記載があるように、毎月15日まで（土・日・祝日の場合は前営業日）に申請をすると、翌月1日から区分が変更されます。

#### 【提出書類】

◎子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書…園児1人につき1枚

※必要に応じて、【勤務等】証明書

注意：自由に変更できるわけではありません。保育の必要量に応じて決定されます。

### 2. 子どものための教育・保育給付認定申請書に記載した内容が変わった場合 (住所変更・保護者変更・世帯の状況など)

保育料等に影響がある場合があります。必ず届出をしてください。

必要に応じて子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書を再提出していただくことがあります。

### 3. 市民税の税額が更正された場合（増額・減額）

保育料の当初算定時、伊豆市で市民税を課税されている方は税務データを照会する方法で、算定を行います。他の市町で課税されている方は、本人の同意をいただくことで課税市町に課税情報を照会し、算定を行います。

その後、市民税が更正された（増額・減額）場合には、保育料が変更になることがありますので、必ずこども課へ申し出てください。

※申し出を基に変更いたしますので、基本的に自動的な変更にはなりません。

#### ・未婚のひとり親の寡婦等とみなす特例について

戸籍上、婚姻によらないでひとり親になった家庭で、現在も婚姻関係にない家庭は、控除の対象になる場合がございますので、お問い合わせください。

※申請には、別途ご提出いただく書類がありますので、ご注意ください。

## 施設紹介（保育園・認定こども園）

各歳児クラスは4月1日現在の年齢区分によります。

### 《保育園》

名 称	住 所 電話番号	クラス	延長保育 (最終閉園)
1) [私立] 修善寺保育園	修善寺 3230-1 72-1748	0～5 歳児 (0 歳児：満8ヶ月から)	18：30 まで

### 《認定こども園》

名 称	住 所 電話番号	クラス	延長保育 (最終閉園)	
2) [公立] 熊坂こども園	熊坂 426 72-1741	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満12ヶ月から)	
3) [公立] 修善寺東こども園	加殿 72-1 72-1404	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満12ヶ月から)	
4) [公立] 土肥こども園	土肥 665-26 98-0228	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満12ヶ月から)	
5) [私立] 認定こども園 あゆのさと	柏久保 1309 72-1740	教育	3・4・5 歳児	19：00 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	
6) [私立] あまぎ認定こども園	月ヶ瀬 408-1 85-2030	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	
7) [私立] なかいず認定こども園	八幡 282-1 75-2810	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	

※0歳児の受入れは園ごと異なります。

※認定こども園あゆのさと（保育部）は修善寺南小学区のお子様に限ります。

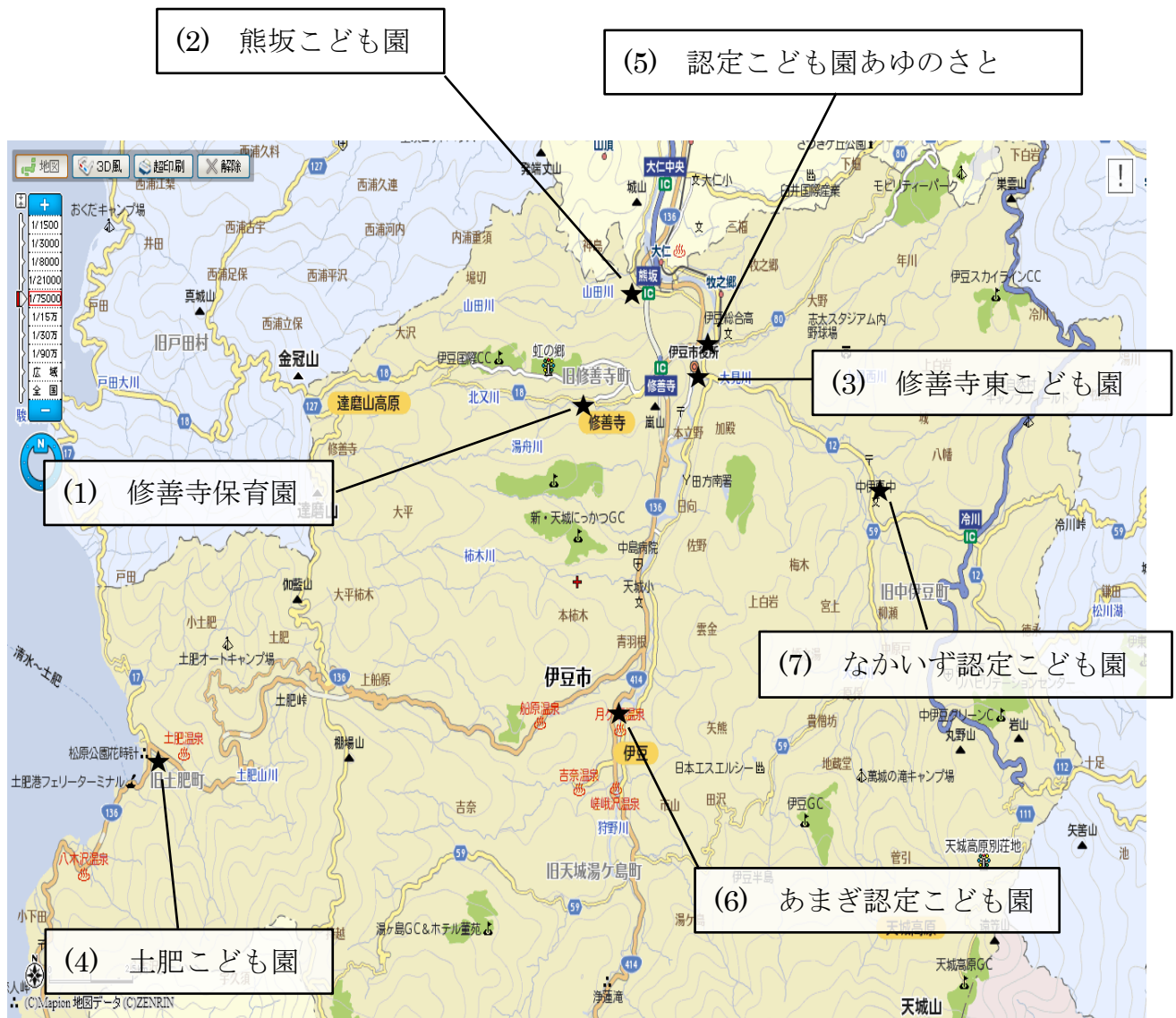
（0歳児のみ例外あり）

新規入園児童の各園の認定面接及び一日入園の日程（予定）について

園名	面接日	一日入園日
認定こども園 あゆのさと	1月 9日・10日	2月21日
あまぎ認定こども園	1月 9日・10日	2月27日
なかいず認定こども園	1月 9日・10日	2月27日
修善寺保育園	1月 15日	2月27日
修善寺東こども園	1月 9日・10日	2月26日
熊坂こども園	1月 9日・10日	2月27日
土肥こども園	1月 9日・10日	2月27日

各園の面接及び一日入園を、上記の日程で行う予定です。

施設紹介（保育園・認定こども園）マップ



〈問い合わせ先〉 伊豆市こども課  
 電話 0558-72-9864  
 平日 8:30~17:15

